憲法改正国民投票と 国政選挙の同時実施に関する覚書

井口秀作

はじめに

通常、成文憲法典には自らを変えること、つまり、憲法改正に関する規定が存在する。憲法改正も憲法の規定に基づく作用であるから、その意味では、憲法の運用の一場面に過ぎない。「憲法改正というと、大ごとになる」」というのは、極めて特殊日本的なことなのかもしれない。そして、施行以来一度も改正されたことのない日本国憲法が、はじめて改正されるかもしれないとなれば、どのような内容に改正されるのかということだけでなく、いつ改正されるのかという点にも関心が集まるは必然である。憲法96条は国民投票を憲法改正の必須の手続としているが、国民投票もまた日本で一度も行われたことがない。憲法改正国民投票がいつ実施されるかということに注目が集まることには、十分過ぎる理由がある。このような憲法改正をめぐる近時の政治状況の中で、しばしば、憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施の可能性が語られることがある。

憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施は憲法が認めているところである, という指摘がある。憲法 96 条 1 項が,憲法改正に対する国民の承認について, 「特別の国民投票」と並んで「国会の定める選挙の際行はれる投票」を明記しているからであろう。しかし、例えば、「特別の国民投票」として国民投票の 投票日が確定した後、衆議院が解散され、国民投票の投票日に総選挙が行われ ることになった場合、その総選挙は「国会の定める」選挙ではない以上、総選挙と同時に実施される憲法改正国民投票は、「国会の定める選挙の際行はれる投票」ではない。すなわち、憲法96条1項の「国会の定める選挙の際行はれる投票」は同時実施の一般的な根拠となるものではない。

憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施の根拠として「国会の定める選挙の際行はれる投票」が引用されるのは、憲法 96 条 1 項の定める二つの国民投票のうち、「特別の国民投票」は選挙とは別に実施される場合、「国会の定める選挙の際行はれる投票」は選挙と同時に実施される場合、という単純な理解が前提とされているからである。このような理解では、結局のところ、憲法改正国民投票は国政選挙と同時に実施しても、別に実施してもどちらでもよいということになり、憲法 96 条 1 項後段は、「この承認には、国民投票においてその過半数の承認を必要とする」と規定した場合と変わらないということになる。そうなると、憲法が、なぜ「国会の定める選挙の際行はれる投票」という文言をあえておいたのかが問題となろう。

アメリカの諸州のイニシアチブやレファレンダムの投票が、一般的には大統領選挙や連邦議会議員選挙、知事選挙などと同時に実施されていることが示すように、国民投票と選挙の同時実施は、全く例がないというわけではない。しかしながら、学説でも、国民投票は選挙とは別に行うことが望ましいという見解が支配的であり、また、憲法 96 条を具体化する「日本国憲法の改正手続に関する法律」(以下、便宜的に「国民投票法」と略す)も、同時実施を想定していないとされている。憲法の規定する投票方式を法律が想定しないということはいかなることなのか。また、「国民投票法」が想定していないにもかからず、憲法改正国民投票と国政選挙との同時実施が主張されるのはいかなることを意味するのか。ここでの問題は、憲法改正国民投票を国政選挙と同時に実施するとどのような実体的な問題があるか、ということではなく、そのような問題があることを自覚して、「国民投票法」が同時実施を想定しないとしているにもかかわらず、同時実施が行われる可能性があることである。

本稿では、憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施に関する諸論点を覚書程 度に整理してみることにする。

一 国民投票の投票日の決定権

国民投票をいつ、どのようなタイミングで行うかは、その結果にも影響を与える可能性がある。国民投票の投票日の決定権の帰属は国民投票法制にとって重要な問題である。そこで、日本国憲法における憲法改正国民投票の投票日の決定権の問題を、国政選挙の投票日の決定権の場合と比較しながら考えてみることにするも

国民投票の期日の設定については、発議からどれくらいの期間を置くべきか という問題と、具体的な投票日の決定という二つの問題がある。憲法にはこれ らに言及するところがない。

国政選挙については、衆議院議員の解散総選挙の場合は解散の日から40日以内に行われなければならいことが憲法で明示され(54条1項)、それ以外の場合については、憲法の選挙事項法定主義(47条)に基づき、公職選挙法が衆参両議院ともに「議員の任期が終わる日の前30日以内に行う」(31条1項、32条1項)という原則を定めている。以上のような期間の限定の中で、具体的な選挙期日の決定権が内閣に帰属するということについては学説上も実務上も争いはない。但し、その憲法上の根拠の説明は必ずしも一致しているわけではない。

一つの考え方は、天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認を根拠とするものである。憲法7条4号は天皇の国事行為の一つとして、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」をあげている。総選挙とあるが参議院議員通常選挙を含むことは当然である。「総選挙の施行を公示すること」とは、「一定の期日に総選挙を行うべきことを公示する意味で、具体的には、総選挙の期日を決定し、公示することに帰着する」®もっとも、国政に関する権能を有しない天皇は、選挙の期日を実質的に決定する権限を持たない。そこで、国事行為に対する

「助言と承認」を媒介にして、内閣に選挙期日の決定権が帰属すると説明する ことができる⁽⁹⁾

このような説明に対しては、最初から形式的・儀礼的なものである国事行為に対してもなされる「助言と承認」には実質的決定権は含まれないという批判が当てはまる。「助言と承認」に実質的決定権が含まれないという立場からすれば、内閣に属する国政選挙の期日決定権の根拠を国事行為に対する「助言と承認」以外に求めなければならないことになる。この点、「明文の規定はないが、内閣に属するとされる」⁷⁾ 場合が多いが、「このことに関する実質的な決定権の根拠を求めるならば、『法律を誠実に執行』するとの憲法 73 条 1 号の規定を挙げることができよう ^{[8)} と指摘されるときもある。

根拠の説明はともかくとして、憲法又は法律で定められた一定期間内において、内閣が国政選挙の投票期日の決定権を有しているということについては意見は一致しているのである。

憲法改正国民投票法制に関して、旧自治庁が作成した「日本国憲法改正国民投票法案」(以下、「自治庁案」)や憲法調査推進議員連盟が作成した「日本国憲法改正国民投票法案」(以下、「議連案」)という)は、いずれも、後に紹介するように、内閣が国民投票の期日を決定することを認めるものであった。国政選挙の場合にならったものであろう。

しかし、このような国民投票の投票日の決定権が「憲法上」内閣にあるとする明示的な根拠はない。「国民投票の実施の公示」が天皇の国事行為として列挙されていない以上、国事行為に対する「助言と承認」を通じて国民投票の投票日の決定権が内閣に帰属するとすることはできない。そして、憲法改正の発議権を国会に独占させている憲法の下で、国民投票の投票日の決定権について、「明文の規定はないが、内閣に属するとされる」と説明することは説得力に欠ける。もっとも、国民投票の期日の決定権を憲法は法律事項と考えて、法律で内閣に国民投票の投票日の決定権を与えることを禁止してはいない、という考え方はあり得る。

憲法96条1項は憲法改正について、「国会がこれを発議し、国民に提案して

その承認を経なければならない」と定める。発議とは、「国民に提案される憲法改正案を国会が決定すること」®を意味する。したがって、発議という行為とは別に提案という行為が必要となるわけではない。そうだとすると、憲法改正の提案者としての国会に、その承認のための国民投票の投票日の決定権が帰属すると考えることができる。憲法96条1項の「国会が定める選挙の際行はれる投票」も、憲法改正国民投票と同時に実施される国政選挙を国会が定めるという点で、国会が国民投票の投票期日を決定することを前提としているはずである。®その点では、「国民投票法」が、内閣の決定権を排除し、国会の投票日の決定権のみを規定したことは妥当である。

「特別の国民投票」と「国会の定める選挙の際行はれる投票」は,選挙と同時に実施されるかどうかで区別されるのが一般的である!!! しかし,二つの国民投票は,国会の国民投票の期日決定権を前提にして,「特別の国民投票」は国会が国民投票の具体的な期日を指定する場合であり,「国会の定める選挙の際行はれる投票」とは,国会が国民投票の期日を特定の国政選挙を同一日と指定する場合,と説明すべきである。つまり,国会による投票日の決定方式の相違に基づいて,両者は区別される。前者を期日指定方式,後者を選挙指定方式と呼ぶことができる。

二 「特別の国民投票」と「国会の定める選挙の際行はれる投票」

憲法改正国民投票という制度が採用された経緯に対する見方や、国民主権との関係での評価をめぐって、高見勝利と江橋崇の見解の対立があるが、ここでは立ち入らない^[2]もっとも、憲法 96 条の直接的な原形が、1946 年 2 月 13 日に日本政府に手交されたいわゆるマッカーサー草案にあることは間違いない。

この草案の89条1項は次のように規定していた。「この憲法の改正は、総議員の3分の2の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。同3現在の憲法96条1項と異なるのは、

マッカーサー草案が一院制であったことを反映して、発議の要件に「各議院の」という文言がないことと、国民の承認について「特別の国民投票」がないことだけである。逆にいえば、マッカーサー草案に、これらを付け加えたのが現在の憲法96条1項である。政府の最終草案の段階で、既にそのようになっており、「帝国議会における討議では、改正手続条項に関するものは至って低調」¹⁴⁾であったとされている。

上記の経過から明らかなように、後から「国会の定める選挙の際行はれる投票」が付け加わったのではなく、後から「特別の国民投票」がつけ加わったのである。マッカーサー草案が、「国会の定める選挙の際行はれる投票」に限定していた背景は定かではない^[5]

ここで注目すべきは、「国会の定める選挙」となっていることである。マッ カーサー草案の段階で最高裁判所裁判官国民審査制度が設けられていたが、そ こでは 現行の79条2項と同様に 国民審査は「その任命後初めて行われる 総選挙の際」行われることになっていた(同草案 71 条)。ここでは、国民審査 と同時に行われる選挙は「任命後初めて行われる総選挙」として憲法上固定さ れているのである。それに対して、国民投票は「国会の定める選挙の際行われ る投票」となっており、「発議後初めて行われる総選挙」とはなっていない。 この選挙が国政選挙に限定されたと仮定すると、マッカーサー草案は一院制で あるから、それは衆議院総選挙ということになる。つまり、「国会の定める選 挙」とは「国会の定める衆議院総選挙」と同義である。これは、発議がなされ たら自動的にその直後の総選挙で国民投票が行わなければならない。というこ とではなく、改正案の内容や発議のタイミング等を考慮して、「いつの総選挙 か」を国会が定めるということを意味していたことになる。つまり、選挙指定 方式であるが、いつの衆議院総選挙にするかは国会に判断の余地があるのであ る。国民投票が選挙と一緒でなければならないというのでは不便だとして、「特 別の国民投票 | が付加されるが、これは、国会の国民投票期日の決定の方法と して期日指定方式が追加されたということを意味する。

三 「国民投票法」と二つの国民投票

学説では「特別の国民投票」と「国会の定める選挙の際行はれる投票」の選択について、どちらにするかは一般的に法律で定めてよいし、発議の都度国会の議決に委ねてもよい、という見解が有力である。"もっとも、選挙指定方式のみを採用し、憲法改正国民投票は必ず国政選挙と同時に実施されなければならないという制度設計が、憲法上の疑義が全く生じさせないかは疑問が残る。とすれば、期日指定方式のみを採用することの是非も検討する必要がある。

「自治庁案」や「議連案」は、憲法 96 条 1 項の二つの国民投票を意識したものになっていた。

「自治庁案」2条は、「国民投票は、憲法改正が提案された日から35日以後90日以内において内閣の定める期日又は当該期間内に行われる衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙のうち国会の議決で定めるいずれかの選挙の期日に行う」と定めていた。発議から「35日以後90日以内」という制限の下で、内閣が投票日を定めるのが「特別の国民投票」、国会が国民投票と同時に実施する国政選挙を議決で定めるのが「国会の定める選挙の際行はれる投票」に、それぞれ該当するという理解であろう。「国会の定める選挙の際行はれる投票」は、例外的に国会が国民投票の投票期日の決定に関わる場合という位置づけである。発議から「35日以後90日以内」という条件は、法律で内閣の権限に制限を加えるものであると同時に、国会が選挙を指定する場合にもあてはまる。

「議連案」31条は、「国民投票は、国会が日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)を発議した日(国会において最後の可決があった日をいう。)から起算して60日以後90日以内において内閣が定める期日に行う。ただし、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日その他の特定の期日に行う旨の国会の議決がある場合には、当該期日に行う」と定めていた。内閣に国民投票の期日決定権が認められる一方で、国会には、「国会の定める選挙の際に行はれる投票」に該当する選挙指定方式だけでなく、「その他の特定の期日」として期日指定方式も認められている。したがって、「特別の国民投票」には、

内閣が投票日を決定する場合と国会が決定する場合の2種類があると理解していることになる。もっとも、国会による選挙指定又は投票日指定の議決があった場合には、それが優先されることになっている。また、発議から「35日以後90日以内」という条件は、法律により内閣の権限に制限を課すものではあるが、国会の選挙指定方式にも期日指定方式にも、付されていない。

これに対して、「国民投票法」2条1項は、憲法改正国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して「60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行う」と規定している。内閣の国民投票期日決定権が認められていないのと同時に、国会が国政選挙を指定するという方式も明記されていない。「60日以後180日以内」という条件は法律で内閣の権限に制限を課すものではなく、法律で国会の権限を制限するものである。その意味で、自己制限である。80

ところで、「国民投票法」の法案審査を行った衆議院日本国憲法調査特別委員会委員長であった中山太郎は、2005年10月27日の同委員会での締めくくり発言において、以下のように述べていた。「国民投票と国政選挙とを同時に実施することの是非という点については、同時に実施することも差し支えないとする委員はおられず、この点について述べられた委員の意見は、別個に実施すべきであるとするものであり、主要与野党間での合意が期待される憲法改正の国民投票と政党間で政権を争う国政選挙とでは性格が異なるということを理由としておりました。この問題は、既に決着済みと言えるほどに共通の認識が形成されているものと存じます。」

ここからすると、「国民投票法」は、憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施を避けるために、「国会が定める選挙の際に行はれる投票」に該当する規定を設けなかったということになる。しかし、「国民投票法」は国会の国民投票期日決定の方法として選挙指定方式を排除しただけである。「国民投票法」は「専ら」「『特別の国民投票』を前提にしている」¹⁹⁾といわれるが、それは、選挙指定方式を排して専ら投票日指定方式を採用しているという意味である。国会が「特別の国民投票」として期日を決定したところに、後から、衆議院が解散

され同日に総選挙が行われる場合も、「国会の定める選挙の際行はれる投票」 ではない以上、「特別の国民投票」である。

憲法改正国民投票は国政選挙と「別個に実施すべきである」という点で「既に決着済みと言えるほどに共通の認識が形成されている」にも関わらず、「国民投票法」の立場は、国会が選挙指定方式をあらかじめ放棄したということにとどまる。同時実施を禁止する規定を設けているわけではない。国会としては同時実施を行わないというだけであれば、一般的に法律で定める必要はなく、国政選挙と重ならないタイミングで発議すればよいだけである。その意味で、「議連案」31条の但書の方が、憲法96条1項に忠実である。

「国民投票法」の法案提出者も、「国民投票法」によって憲法改正国民投票と 国政選挙の同時実施が、完全に排除されていないことは認めていた。2006年 12月7日衆議院日本国憲法調査特別委員会において、いわゆる「与党案」の 法案提出者として、加藤勝信は、「この法律においては、憲法改正国民投票と 国政選挙を同時に実施するということは想定はしておりません。しかしなが ら、同時に実施することを禁止する規定を置いているわけではなく、国政選挙 と同時には実施しないということは、発議機関である国会の政治的判断により 担保するということにしたものであります」と答弁していた。また、いわゆる 「民主党案」の法案提出者として、枝野幸男は、「その発議をいつどのようにす るのかということ自体は国会の自律に任されているわけでありますので、国会 がどういうタイミングで発議をするのかという裁量の範囲の中に、どういうタ イミングで国民投票が行われるのかということも私は含まれるというふうに思 われますので、殊さら『国会の定める選挙の際行はれる投票』を排除するとい うことでなければ、憲法の違反という問題にはならないというふうに憲法論的 には理解をしております |。これらの答弁に決定的に欠けているのは、「国民投 票法 | において、憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施が全面的に排除され ているわけではないにもかからず、国会の選挙指定方式、すなわち「国会の選 挙の定める際に行はれる投票」方式が、一般的に放棄されているということに 関わる問題意識である。

四 「想定していない」ことの問題点

「国民投票法」は、憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施を想定していない。それは、選挙指定方式が採用されていないという意味ではなく、同時実施を想定した規定を設けていないという意味でのことである。「国民投票法」は、同時実施を禁止したわけではなく、国会が国民投票の期日を決定するにあたって、国民投票と同時に実施される選挙を指定するという方式を採用しなかっただけである。

憲法 96 条で「国会の定める選挙の際行はれる投票」が認められているとはいえ、学説においても、「選挙と同時の国民投票では、国民が、選挙に気を奪われて、憲法改正の意味をよく理解しないで投票を行うおそれがあり、問題の重要性に照らし、憲法改正問題だけに国民の注意を集中させる『特別の国民投票』の方が望ましい」²⁰⁾とする見解が有力である。近年、国民投票に関して注目すべき動きを示すイギリスにおいて、貴族院憲法特別委員会が 2010 年に提出した報告書「イギリスにおけるレファレンダム」²¹⁾においても、同様な理由で、国民投票は総選挙と同時に行うべきではないことを勧告している。

憲法改正国民投票と国政選挙の同時実施に固有の実体的な問題があるとすれば、それに対応する特例が必要である。それは、例えば、公職選挙法の選挙運動の規制のあり方と「国民投票法」の国民投票運動の規制のあり方の相違などからしても明らかである。選挙指定方式を排除したことは、この点を検討しないことの理由にはならないのである。

他方で、同時実施にはコストの削減や投票率の上昇といったメリットもあることは否定できない。確かに、「憲法改正国民投票は、ことのついでに行う性質のものではない」²³⁾のであれば、そのようなメリットで同時実施を肯定することはできない。しかし、「ことのついでに」行うことが許される憲法改正はないのだろうか。

この点で、「国民投票法」において最低投票率を設けない理由の一つとして、専門技術的な事項に関する憲法改正は国民の関心が低く投票率が上がらないた

め、最低投票率を設けると実現不可能となるという指摘に対して、「国民投票法」が「国会の定める選挙の際行はれる投票」を「黙殺した」ことを批判する高見勝利の次の指摘が重要である。「憲法改正の内容が専門技術的なものであれば、政党間の対立はほとんどないはずであり、このような改正案こそ同時実施の方式によるのが投票率向上や経費節減の観点からみても便宜であり、はるかに合理的であって、憲法96条はまさにかかる考慮から同時実施の規定を置くものと解すべきである」²⁴⁾それ以外にも、最低投票率に達しなかったときの再投票など、憲法が明記する「国会の定める選挙の際行はれる投票」の利用については、もっと議論が必要であったと思われる。

弊害が少なく、かつ、同時実施にメリットがあるような憲法改正があるのであれば、「国民投票法」が、選挙指定方式を排除したことには、むしろ問題が残るというべきである。国会が選挙指定方式を自ら放棄しながら、「投票率が向上することなどを考慮し、意図的に同じ日に行われること」 を目指して内閣が衆議院を解散することを期待するのは本末転倒であろう。

おわりに

本稿の問題意識は、憲法改正国民投票と国政選挙を同時に実施した場合に、いかなる問題が生じるかということではない。問題なのは、「国民投票法」はそのような問題を自覚しながら、選挙指定方式の一般的な放棄を決めただけで、同時実施があり得るにもかかわらず、これに対する特段の対処をしていないことである。さらには、憲法があえて規定した「国会の定める選挙の際に行はれる投票」のもつ意義について黙殺したことも問題なのである。

注

- 1) 宮沢俊義『憲法論集』(有斐閣, 1978年) 470頁。
- 2) 憲法9条1項2項をそのままに自衛隊を明記するという構想を語る安倍首相のインタ ビュー記事を載せたことで注目を浴びた2017年5月3日付けの読売新聞は、首相の2020 年施行という「改憲スケジュール」に呼応するかのように、国民投票の時期について、2019

年参議院議員選挙との同日実施,衆議院解散による総選挙との同日実施,国民投票単独での実施という3つの選択肢をあげていた。

- 3) アメリカでは、どの選挙と同時に行うかによってどのように投票率が左右されるかということがしばしば議論となる。David Bulter et Austin Ranney (eds.), Referendums around the world, 1994, pp. 247 et s.
- 4) なお、本稿では国政選挙という場合、補欠選挙を除いて考えている。
- 5) 宮沢俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法』(日本評論社, 1978年) 127頁。
- 6) この説明を明示するものとして, 佐藤功 『ポケット注釈全書憲法 (新版)』 (有斐閣, 1983 年) 82 頁, 86 頁。
- 7) 樋口陽一, 佐藤幸治, 中村睦男, 浦部法穂『注解法律学全集・憲法 I』(青林書院, 1994年) 118頁「樋口陽一執筆]。
- 8) 芦部信喜監修『注釈憲法(1)』(有斐閣, 2000年) 299頁[芹沢斉執筆]。
- 9) 芦部信喜(高橋和之補訂) 『憲法(第6版)』(岩波書店, 2015年) 393頁。
- 10) このことは、国民投票の期日に関する議決にも「各議院の総議員の3分の2以上」という加重された要件が求められることを意味しない。他方で、衆議院と参議院が国民投票の期日について異なった議決をした場合に、どう対処するかは一つの問題として残る。
- 11) 例えば、佐藤・前掲注 6) 1261 頁は、「特別の国民投票」を「憲法改正に対する国民投票自体を目的として行われる投票」としているが、「選挙と同時に行う国民投票」も「憲法改正自体を目的として行われる国民投票」であるから、両者は選挙と同時に実施されるかどうかで区別されているはずである。
- 12) 高見の見解は,高見勝利『芦部憲法学を読む』(有斐閣,2004年)415 頁以下,『憲法改正とは何だろうか』(岩波書店,2017年)45 頁以下を参照,江橋の見解は,江橋崇『「官」の憲法と「民」の憲法』(信山社,2006年)3 頁以下,『市民主権からの憲法理論』(生活社,2005年)42 頁以下を参照。
- 13) 高柳賢三, 大友一郎, 田中英夫編『日本国憲法制定の過程 I』(有斐閣, 1972年) 301 頁。
- 14) 江橋・前掲注12) 『「官」の憲法と「民」の憲法』86頁。
- 15) 同45 頁は,憲法96条のモデルは1935年フィリピン憲法であるとしている。確かに,同憲法では,憲法改正の承認のための国民投票が選挙の機会に行われるものとされていた。
- 16) 高柳他編・前掲注13) 293 頁。
- 17) 例えば, 清宮四郎『憲法 I (第3版)』 (有斐閣, 1973年) 402頁, 佐藤・前掲注 6) 1261 頁。
- 18) 発議から国民投票までの期間をどれくらいにすべきかは、国民投票法制における基本的な論点である。長谷部恭男は、「国会による改正の発議から国民投票まで、少なくとも2年以上の期間を置くこと」を提唱している。長谷部『憲法とは何か』(岩波書店、2006年)157頁。但し、国会の国民投票の期日決定権を前提とすると、法律でこれを定めることは

国会の自己制限であることに注意を要する。

- 19) 芹沢斉, 市川正人, 阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』(日本評論社, 2011年) 503頁「工藤達朗執筆]。
- 20) 清宮·前掲注17) 402頁。
- 21) Select Committee on the Constitution, 12 th Report of Session 2009-10, Referendums in the United Kingdom (https://publications.parliament.uk/pa/ld 200910/ldselect/ldconst/99/99.pdf)。この報告書については、小松浩「現代イギリスにおけるレファレンダム活性化の動向」浦田一郎先生古希記念『憲法の思想と発展』(信山社、2017年) 477 頁以下も参照。
- 22) アメリカで住民投票と選挙が同時に実施されても大きな問題とならいのは、選挙運動であれ住民投票運動であれ、政治運動の自由が広く認められているからであろう。ということは、同時実施とは、必ずしも投票日を同一日にするということに限られない。
- 23) 芹沢他編・前掲注19) 503 頁。
- 24) 高見・前掲注 12) 『憲法改正とは何だろうか』 148 頁-149 頁。
- 25) 南部義典 『図解超早わかり国民投票法』(C&R 研究所、2017年) 102 頁。